

書籍訂正情報

## 2024年版 出る順社労士 一問一答過去10年問題集

### ①労働基準法・労働安全衛生法・労働者災害補償保険法

(2024/04/24 現在)

弊社が出版いたしました書籍「2024年版 出る順社労士 一問一答過去10年問題集① 労働基準法・労働安全衛生法・労働者災害補償保険法」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、書籍の訂正をお願いいたします。

- 
- ・ 2023/12/12 更新分… p.1
  - ・ 2024/01/16 更新分… p.2～5
  - ・ 2024/04/24 更新分… p.6
-

**【2023/12/12 更新分】**

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P277 [080] 解答	<u>○</u>	<u>×</u>

## 【2024/01/16 更新分】

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P7 [019] 解説 4行目	…、主たる生計の維持者ではないではないこと等を理由とすることの意であり、…	…、主たる生計の維持者ではないこと等を理由とすることの意であり、…
訂正	P9 [025] 解説 1行目	(昭22.9.13 発基17号) 本肢のとおりである。なお、…	(昭63.3.14 基発150号) 本肢のとおりである。なお、…
訂正	P11 [026] 解答 1行目	(昭22.9.13 発基17号) 強制労働の禁止を定めた法5条における「監禁」とは、…	(昭63.3.14 基発150号) 強制労働の禁止を定めた法5条における「監禁」とは、…
訂正	P19 [045] 解説 1行目	(法9条) 形式上は請負のような形式をとっていても、その実態において使用従属関係が認められるときは、…	(法9条) 形式上は請負のような形式をとっていても、その実態において使用従属関係が認められるときは、…

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P40 [089] 問題	※下記に差し替え（下線部が改正に伴う補正部分）

労働契約の締結の際に、使用者が労働者に書面により明示すべき「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」について、労働者にとって予期せぬ不利益を避けるため、将来就業する可能性のある場所や、将来従事させる可能性のある業務を併せ、網羅的に明示しなければならない。なお、本間において、臨時的な他部門への応援業務や出張、研修等、就業の場所及び従事すべき業務が一時的に変更される場合の当該一時的な変更先の場所及び業務は含まないものとする。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P41 [089] 解答・解説	※下記に差し替え（下線部が改正に伴う補正部分）

- (令 5.10.12 基発 1012 第 2 号)本枝のとおりである。本枝の「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」には、就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲が含まれており、当該変更の範囲とは、今後の見込みも含め、当該労働契約の期間中における就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲をいう。したがって、本枝の将来就業する可能性のある場所や、将来従事させる可能性のある業務についても明示する必要がある。なお、当該「就業の場所及び従事すべき業務」には、臨時的な他部門への応援業務や出張、研修等、就業の場所及び従事すべき業務が一時的に変更される場合の当該一時的な変更先の場所及び業務は含まれない。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P219 [099] 解説	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

(法 60 条、令 19 条)本肢のとおりである。製造業(たばこ製造業、繊維工業(紡績業及び染色整理業を除く)、衣服その他の繊維製品製造業、紙加工品製造業(セロファン製造業を除く)を除く)は、職長等教育の対象業種である。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P281 [088] 解説	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

(令 5.9.1 基発 0901 第 2 号)本肢のとおりである。なお、「必要以上に長時間にわたる厳しい叱責、他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責など、態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える精神的攻撃」を反復・継続するなどして執拗に受けたときは、心理的負荷の程度は「強」となるとされている。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P317 [167] 解答	<u>○</u>	<u>×</u>

## 【2024/04/24 更新分】

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P365 [278] 解説 3行目・4行目・5行目	…、小学校に在学する者である場合は対象者1人につき月額 <u>1万4千円</u> 、中学校に在学する者である場合は対象者1人につき月額 <u>1万8千円</u> (ただし通信制課程に在学する者である場合にあつては対象者1人につき月額 <u>1万5千円</u> )とされており、…	…、小学校に在学する者である場合は対象者1人につき月額 <u>1万5千円</u> 、中学校に在学する者である場合は対象者1人につき月額 <u>2万1千円</u> (ただし通信制課程に在学する者である場合にあつては対象者1人につき月額 <u>1万7千円</u> )とされており、…
訂正	P365 [279] 解説 4行目	…、その額は、対象者1人につき月額 <u>1万4千円</u> とされている。	…、その額は、対象者1人につき月額 <u>1万5千円</u> とされている。

以上